

「ワクチン・検査パッケージ」の導入について

全国旅行支援対象ツアーでは「ワクチン・検査パッケージ」を導入し、「新型コロナワクチン3回目接種済」または「検査結果陰性」を旅行代金の割引条件とします。

旅行代金の割引条件〈①か②のいずれかを満たすことが適用の条件となります〉

①新型コロナワクチンを3回接種済

ツアー出発日の時点で、ワクチン3回目接種済。3回目接種当日から適用可能。

②PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査の結果が、検査結果通知書により陰性

- ワクチンを1回も接種していない(持病等で接種できない場合も含む)、1回または2回しか接種していないなどの場合は、お客様ご自身で検査を受けていただき、結果が陰性であれば適用されます。検査費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。
- PCR検査、抗原定量検査: 旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内に検査結果が陰性であること。
- 抗原定性検査: 旅行・宿泊開始日の当日もしくは前日に検査結果が陰性であること。

適用条件の証明・確認

①の場合

3回接種の事実と接種日がわかる書類を当社へお送りください。下記のいずれか1つでコピーや写真データでも結構です。

- 予防接種済証(接種したワクチンの種類やロット番号のシールが3回分貼られている)
- 接種記録書(職域接種などで発行。接種済証と同様、ワクチンシールを3回分貼付)
- 自治体が発行する接種証明書(いわゆるワクチンパスポート等。発行者、接種日・回数、接種ワクチンの種類、接種者氏名等が記載されている)

②の場合

出発当日、検査結果がわかる書類やメール通知文、WEB画面をご提示ください。

- 陰性であることがわかる文書や証明書(コピー可、写真データ可)、メールによる結果通知、結果が確認できるWEB画面

検体採取日が適用条件に該当するか確認させていただきます。

- 書類等に検体採取日の記載がない場合は、口頭で確認させていただきます。

◇①または②を確認できる書類等を提示いただけない場合は、旅行代金の割引対象外となります。

◇健康チェックシートや検温など、従来の感染防止対策を継続します。①または②の確認書類等を提示されても、出発当日に健康に関する質問票等で適用条件を満たさなければご参加いただけません。この場合は、お客様事由による契約解除とし、既定の取消料を申し受けます。

※健康に関する質問票も忘れずに記入し、ご持参ください。その他、検温やマスク着用など、当社の感染防止対策にご協力ください。